**平成２３年（フ）第１８号**
兵庫県明石市大久保町大窪3208番地
債務者　江口　孝由
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第２１号**
神戸市西区玉津町新方456番地　サンロータス209号、旧住所神戸市西区玉津町西河原329番地レオパレスハッピーハウス209号
債務者　杉岡　友実（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第６号**
秋田県大仙市鐿見内字板屋87番地
債務者　佐々木敏文
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第２７３号**
横浜市青葉区みたけ台24番地12　第２みたけ台ハイツ301
債務者　中村　悦雄
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３４６号**
横浜市緑区白山２丁目41番１号
債務者　磯貝扶佐子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３５９号**
横浜市鶴見区上末吉３丁目４番６号　横山ハイツ103
債務者　澁谷　主税
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１７号**
神奈川県鎌倉市山崎1238番地　ドルフィン山崎203号室
債務者　鹿島　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４９０号**
神奈川県茅ヶ崎市今宿396番地102号　コスモ茅ヶ崎プレシオ
債務者　日和　　望（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５００号**
神奈川県大和市深見3866番地　渡辺荘102号
債務者　菅原　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５３４号**
神奈川県大和市中央７丁目５番10号
債務者　内田　文子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５５９号**
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉319号、住民票上の住所横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉101号
債務者　田中　昌吉
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５７５号**
横浜市金沢区富岡西２丁目13番４号　第一ダイソーハウス202
債務者　椎野　定雄
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５７６号**
横浜市磯子区上中里町721―102、住民票上の住所横浜市金沢区富岡西２丁目13番４号　第一ダイソーハウス202
債務者　椎野　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５７７号**
横浜市南区睦町２丁目180番地８　コーポグランセーヌ402
債務者　今村　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５９９号**
横浜市瀬谷区中央27番地20
債務者　工藤　清史
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部